

平成23年度第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録(案)	
平成23年度第4回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録(案)	
1 日時	平成23年10月21日（金） 午後5時30分～午後6時55分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員18名) 宮崎牧子委員長、吉賀成子委員長代理、新木繁男委員、岩橋栄子委員、北村貞子委員、鈴木志知郎委員、多伊良衛亮委員、稲垣悦子委員、辻正純委員、田中賦彦委員、新井みどり委員、板倉直子委員、川久保玉美委員、堀洋子委員、上野芳史委員、忠内信太郎委員、大嶺ひろ子委員、渡辺健一委員 (事務局4名) 福祉部長、介護保険課長、高齢社会対策課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	0名
5 議題	<p>○ 地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について …資料1・2</p> <p>2 東日本大震災に伴う被災地支援について …資料3</p> <p>○ 地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について …資料1・2</p> <p>2 地域密着型サービス事業者の公募について …資料4</p> <p>3 指定地域密着型サービス事業者等の指定について …資料5</p> <p>4 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について …資料6</p> <p>○ その他</p> <p>1 介護保険について …資料7</p>
6 配布資料	<p>資料1 第5期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定スケジュール</p> <p>資料2 第5期練馬区介護保険事業計画策定に向けた答申</p> <p>資料3 宮城県亘理町への介護保険認定調査支援の報告</p> <p>資料4 地域密着型サービス事業者の公募について</p> <p>資料5 指定地域密着型サービス事業者等の指定について</p> <p>資料6 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について</p> <p>資料7 介護保険について</p>
7 所管課	<p>(地域包括支援センター運営協議会)</p> <p>健康福祉事業本部福祉部高齢社会対策課高齢調整係</p> <p>TEL：5984-4582(直通)</p> <p>Eメール：KOUREITAIISAKU10@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会)</p> <p>健康福祉事業本部福祉部介護保険課事業者係</p> <p>TEL：5984-4589(直通)</p> <p>Eメール：kaigo02@city.nerima.tokyo.jp</p>

第4回地域包括支援センター運営協議会 第4回地域密着型サービス運営委員会

（平成23年10月21日（金）：午後5時30分～午後6時55分）

（委員長） 平成23年度第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会ならびに練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に、事務局から、本日の出席委員および傍聴者の人数の報告をお願いする。

（事務局） 本日、今までのところ、参加委員は16名。2名の委員から欠席の連絡をいただいている。傍聴者はいない。

（委員長） まず、前回、平成23年8月18日に開催した第3回の委員会などの会議要録について、手元に配付した。

後ほど確認いただき、もし訂正などがあれば、11月4日金曜日までに、事務局に連絡いただきたい。

では、次第に沿って議事を進める。本日も、委員の皆様には、活発な意見、発言をお願いしたい。

まず、地域包括支援センター運営協議会を開会する。

案件1、第5期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について、資料1、2を高齡社会対策課長から説明をお願いする。

（高齡社会対策課長） 【資料1、2について説明】

（委員長） 質問、意見があればお願いする。よろしいか。

（委員） 医師会代表であるが、ここに書かれていることは非常にもっともなことだと思うので、是非いろいろ検討していただきたいと思う。医師会でも、認知症の患者の早期発見やフォローのために、「もの忘れ相談医」という制度をつくり、地域包括支援センターにもその名簿を置いている。

また、医師会と利用者で連絡会を定期的で開催して、制度の情報の交換を行っている。是非、こういうものを進めていただきたい。この中に、「認知症を気軽にチェックできる機器を地域包括支援センターに設置する」ということが書いてあるが、過去、何回か要望を出しているが、ずっと全部「予算がない」と言われて実現していない。区は、本当に積極的にやる気があるのかと疑いたくなるように感じるが、いかがか。

（高齡社会対策課長） 今回、答申という形で区長にご意見をいただいた。これを重く受けとめ、予算の要求については今年もきちんとやっっていこうと思っている。

答申を受け、今度、素案の方で盛り込む内容については、検討中である。今、委員からいただいたことについては重く受けとめたいと思う。

（委員） 先ほどの認知症の話以外にも、在宅医療の患者さんの情報の共有化を図る。これは非常に大事なテーマで、委員長をはじめ、皆さん、これが大事なテーマで、仕事をしていると思う。

これはなかなか難しいことだが、最近ではいろんなツールが開発されていて、紙ベースではなくて、インターネットやパソコンを使ったツールとか、パソコンもハンディで持ち運べるようなツールなども開発されている。

個人情報保護などが問題になるが、区で、介護と医療で共有できるような、パソコンな

どを使ったツールを開発するというような計画があるなら聞かせていただきたい。

（高齢社会対策課長） 今の件は、素案にまとめる段階の中でかなり協議を重ねているところだ。医師ときちんと連携をとるツールを紙にすると、紛失の問題がある。また、インターネットにすると、その個人情報の保護はどうやるかとか、さまざまな課題があると思う。

そのため、素案や案についても、そのような方向を検討するという形で書かせていただくことになると思う。具体的にどうするかということは、またその後に、医師会の先生方に協力いただき、きちんと議論を進めていきたいと考えている。

何とぞよろしく願います。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 14ページの（3）で、「短期入所療養介護（医療型ショートステイ）を充実させることが重要」と書いてあるが、現在はどうなっているのか。どんなふうに、具体的に計画していくことになるのか、わかれば教えてください。

（高齢社会対策課長） これについては非常に課題が多いものだと考えていて、現在は、老人保健施設や療養型病床の中で空きベッドを活用した形の、医療型の短期入所療養介護をお願いしている。

今後の施設整備にもかかわってくるが、老人保健施設の整備をしていく中で、このようなショートステイについても対応していただくようこの事業については進めていきたいと思っている。

しかし、現状では、医療対応が必要な方について、治療も含めてやるとなるとなかなか厳しい状況であるので、入院可能な医療機関、病院と協力を賜りながら進めていきたいと考えている。

（介護保険課長） 平成22年度に、短期入所療養介護をご利用になっている方は、介護給付、予防給付を合わせて延べ1,470人である。

（委員長） そのほかは、いかがか。

（委員） 今の話だが、介護老人保健施設のショートステイを「短期入所療養介護」と呼んでいる。病状の安定している方はいいが、医療ニーズの比較的強い患者さんは介護老人保健施設のショートステイで十分に対応できないことが多い。先ほど、課長からも話があったが、中小病院や、有床診療所を活用して、医療ニーズの高い患者さんのショートステイや短期入院が実際はよく行われていることだと思う。その辺も、何らかの形で、サポートができるといいのではないかと考えているがなかなか難しい。

ちょうど医療と介護のはざまの場所なので難しいところだが、是非、そういうことも検討していただきたい。

（委員長） ありがとうございます。ほかにいかがか。

（委員） 7ページの「認知症になっても安心して暮らせる地域づくり」の重要性は、これは本当にひしひしと感じる。

地域に住んでいて、もしも夫が、妻が、父親が、母親が、ちょっとおかしいなと思ったときに、どこに相談に行こうかということをもまず第一番目に考える。地域包括支援センターを知っている人は、とりあえずそこへ相談に行こうと思うが、お医者さんの場合には、認知症の専門医がいると思うが、どういう先生のところに尋ねたらいいかというのが、す

ぐ頭に思い浮かばない。

そういうPRというか、まず、こういうところに行きなさいというようなことはあるか。

（高齢社会対策課長） 先ほど、「もの忘れ相談医」という制度を立ち上げていることが委員から話があったが、この名簿が地域包括支援センターに置いてあるので、それを活用していただくか、医師会のホームページの中でも見られるようになっているので、それを見ていただいて、近所のもの忘れ相談医に、是非、ご相談していただければと思っている。

（委員長） そのほか、いかがか。

（委員） 私たちはグループホームをやっているが、ご家族が見学に来たときに、認知症サポート医などを、どのように探すのか、どこに相談したらいいのかが結構わからない。東京都の「とうきょう認知症ナビ」の中に、区市町村別にどこの病院のドクターが、認知症サポート医養成研修やフォローアップ研修などを受けているかもわかる一覧が出ている。それから、東京都医療機関案内「ひまわり」のホームページにも出ている。50代、60代の方などは、かなりパソコンも使われている方が多いが、そういうものを仕事されていて地域包括支援センターになかなか行けなかったり、資料としてあるけれども、見るだけで書類としてはもらえなかったりしたので、情報提供するといいと思う。なかなか一覧表で出せなかったが、昨年の秋頃東京都が医師会に依頼してそれができた。そういうものを、そういうところで見られるということを提供していただくとよいと思う。「とうきょう認知症ナビ」のチラシが認知症対策係に置いてあったが、区民にそういう情報が流れたらいいのかなと思う。

（委員） 今のお話のとおりだと思う。どこを見たらいいか、なかなか一般の方はわからないだろうと思う。

できれば、区の小冊子の中に「もの忘れ相談医」のリストを載せていただければ一番わかりやすいと思うので、是非、それをご検討いただければと思う。

（委員長） ありがとうございます。では、よろしいか。

（なし）

（委員長） では、続いて、案件2に移る。

東日本大震災に伴う被災地支援についてということで、光が丘総合福祉事務所長、よろしく願います。

（光が丘総合福祉事務所長） 資料3をお出しいただきたい。これから、映像を使って説明をする。その準備をしている間に、今回の報告の説明をしたいと思う。東日本大震災が3月11日に起きた直後、練馬区でも被災地に何か支援ができないかということで、防災課を中心に宮城県に行き、何か支援できる自治体はないかということで、調査したところ、宮城県から、亘理町が支援の手が入っていないので、そちらの支援に当たってくれないかという話があった。

その中で、防災課長と高齢者の担当ということで大泉総合福祉事務所長が、一緒に宮城県の亘理町に行き、支援をすることになった。その中で多分、全国で初めてだと思うが介護保険認定調査の支援をした。

どういったことを支援したかというのは、これから練馬高齢者相談センターの職員が説明する。

（練馬高齢者相談センター職員） 【資料3について映像を使って説明】

（拍手）

（委員長） ありがとうございます。それでは、何か質問や意見があれば、お願いします。

（委員） 一つ伺いたいが、介護支援事業所の職員やヘルパー、ホームヘルプの事業所の方も、当然被災した方がたくさんいたと思うが、ヘルパーの派遣に関しては、スムーズに行われていたのか。

（練馬高齢者相談センター職員） 亘理町の出来事でよろしいか。

亘理町で、常磐自動車道より海側に面したところは、ヘルパー事業所も被災していた。そのため、十分にはできていないようだ。

そこで、本当に寝る間もないぐらい、倒れそうになるのではないかなと思うぐらいに、町役場の職員、地域包括支援センターの職員がそれにかわって夜遅くまで支援していたように思う。

ヘルパーが定期的に来ることができないのでお年寄が不安になって、ヘルパーを求める電話が、大変多く地域包括支援センターにかかってくる、相談を受けていた。本当にいつも携帯電話が鳴りっ放しだった。

しばらくすると、いろんな地域から応援が来て、それでどうにか生活保障するようなサービスが維持できたのではないかと思われる。

（委員） 現在の状況は、大分改善されたというか、そんな状況か。

（練馬高齢者相談センター職員） 私は4月18日から1週間、この亘理町に派遣された。そして、7月には東京都介護保険課長会の要請で今度は名取市に行った。

私が、すごく印象を強く受けたのは、その時期、時期によって、非常に地域が変化してきていることだ。4月には、本当に課題があったが、7月には、町は違うが、かなりサービスが入っていて、デイサービスとか、ショートステイとか、いろいろサービスは、回ってきて次の問題が出てきている。避難所にいる方たちの寂しさとか、閉じこもりとか、そういう課題が非常に多くなってきていると聞いている。今、地域包括支援センターの職員が、その課題を、いろいろサービスとつなげなければいけないということで奔走しているのが実態である。

時期によって非常に課題が変化してきているのではないかと思われる。サービスがどうか回っているというのが亘理町においては現実であり、名取市でも実際はそういう状態だと思う。三陸の方などは、調査も、まだ滞っていると聞いているので、多分まだではないかと思う。

（委員長） そのほか、いかがか。

（高齢社会対策課長） 最初に現地に行ったところは、本当に日々弱っていく方たちを避難所の中で見ていた。それで、この人たちをどうすればいいのだろうということで、地域包括支援センターの話をしたところ、実は認定調査の手も回らない。国は当時何を言ったかということ、暫定で使ってくださいと。「暫定」というのは、要は、その人がどんな要介護度かわからないけれども、とりあえずサービスを使ってください、ということだ。ご存じのとおり、介護保険というのは、要支援1、2、要介護1、2、3、4、5、それぞれに給付限度額というものが設けられている。

それを超えた金額はどうなるのかがはっきりされない中で、使う方も困るし、ケアマネジャーもプランを立てられないし、さあ、どうすればいいのだという、みんな、お手あげ

状態というのがよくわかった。

そんな状況では、認定調査を何とかしないといけない。認定調査をすれば、大体、その人の状態もつかめるし、どのぐらいの要介護度が出るかはわかる。

練馬の地域包括支援センターは直営でやっているから、認定調査も自分達でやっている。介護保険課の職員も当然やっているのだから、そういったところで、支援を行っていけるという利点がある。そして、とにかく認定調査を行い、大体の状態、要介護度がどのぐらいですというのを示して、そしてサービスを使う。そういったことを互理町の地域包括支援センターと連携して行うことができた。

他の自治体ではこれだけ大々的にはできなかったと思う。その一番の要因が、区が直営で地域包括支援センターを運営していることだ。原則として新規に行う認定調査は、自治体の職員しかできない。民間に委託して新規に行う認定調査をできるかということ、それはできない。

高齢者支援センター職員や介護保険課の職員が合同で入れたということは、私どもの職員は、非常にいい経験ができたと思っている。本当にいろいろなものを得て帰ってきた。こういう経験を、今後、練馬の区民の方への支援にどう生かしていくか、また、災害になった時の地域包括支援センターの動き方も非常に勉強できたということと、支援させていただいて本当に貴重な経験ができたと思う。

(委員長) よろしいか。ご質問とか。

(なし)

(委員長) 以上で、地域包括支援センター運営協議会を終了する。

引き続き、地域密着型サービス運営委員会を開会する。

案件1については、地域包括支援センター運営協議会と共通の案件なので、案件2から議事を進行する。

案件2、地域密着型サービス事業者の公募について、資料4についての説明を、介護保険課長、よろしく願います。

(介護保険課長) 【資料4について説明】

(委員長) 質問、意見がありましたら願います。よろしいか。

(なし)

(委員長) では、続いて、案件3、地域密着型サービス事業者等の指定について。資料5の説明を、介護保険課長、願います。

(介護保険課長) 【資料5について説明】

(委員長) ただいまの資料5について、質問、あるいは意見があれば願います。よろしいか。

(なし)

(委員長) では、続いて、案件4に移る。

地域密着型サービス事業者の指定更新について、資料6についての説明を、介護保険課長、願います。

(介護保険課長) 【資料6について説明】

（委員長） ただいまの資料6について、質問、あるいは意見がある方はお願いします。よろしいか。

（なし）

（委員長） では、その他に移る。

その他の1つ目、介護保険について、資料7の説明を、介護保険課長、お願いします。

（介護保険課長） 【資料7について説明】

（委員長） ただいまの資料7について、質問、意見などがあればお願いします。よろしいか。

（なし）

（委員長） では、次回の日程について、事務局からお願いします。

（事務局） 先ほども説明をしたが、11月上旬に第5期計画（素案）を送付させていただく。そちらの内容の意見の集約ということで、今回は平成23年12月9日金曜日、18時から開催させていただければと考えている。

（委員長） 次回、平成23年度第5回地域包括支援センター運営協議会および地域密着型サービス運営委員会の開催時期については、平成23年12月9日金曜日、午後6時からの開催とさせていただく。12月という忙しい時期になるが、よろしくお願いします。開催通知については、また改めて事務局から通知させていただく。これを持って当委員会を終了とする。